

## 電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 249ページ）	改定した解説
<p>1. 本稿は、配線器具の構造について規定したものである。</p> <p>2. ロ項（ロ）aは、平成26年9月の改正で、エル・イー・ディー・電灯器具が追加された。また、bはスマートホン等による配線器具の遠隔操作に関する規定が平成26年9月の改正で追加されたものである。本項の詳細については、巻末の“解釈別表第四に関わる遠隔操作の関する報告書”及び“固定配線用の点滅器及び調光器の遠隔操作機構に関する試験方法”を参照すること。</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. ロ項（ロ）aは、平成26年9月の改正で、エル・イー・ディー・電灯器具が追加された。</p> <p>3. <u>ロ項（ロ）bは、平成26年9月の改正で配線器具の遠隔操作に関する解釈が追加された項目である。本項の詳細については、別冊の「遠隔操作に関する報告等」を参照すること。</u></p> <p>4. <u>令和元年12月25日付けで別表第十に追加された「広帯域電力線搬送通信（高速PLC）」を利用した遠隔操作機構は、ロ項（ロ）bの「通信回線（（イ）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構」を適用する。</u>  <u>ただし、ロ項（ロ）b（e）iiの「外乱に対する誤動作防止」にあつては、「解釈別表第四に係る遠隔操作に関する報告等」の表15を適用する。また、「解釈別表第四に係る遠隔操作に関する報告等」の表16の代わりに以下の表「OSI参照モデルによる有線LAN・無線LAN・高速PLC・無線PANの誤動作対策機能の整理」を適用する。</u></p>

改定前の解説（解説本 第15版 488ページ）	改定した解説
<p>3. ロ項において、</p> <p>(1) ロ項（イ）は別表第四1(2)ロ（イ）に同じである。</p> <p>(2) ロ項（ロ）bは、平成25年5月の「遠隔操作に関する解釈」が平成25年7月の省令の解釈の全部改正において取り込まれた項目である。本項の詳細については、巻末の「電気用品の遠隔操作に関する報告」を参照すること。</p>	<p>3. ロ項において、</p> <p>(1) ロ項（イ）は別表第四1(2)ロ（イ）に同じである。</p> <p>(2) ロ項（ロ）bは、平成25年5月の「遠隔操作に関する解釈」が平成25年7月の省令の解釈の全部改正において取り込まれた項目である。本項の詳細については、<u>別冊の「遠隔操作に関する報告等」を参照すること。</u></p> <p>(3) <u>令和元年12月25日付けで別表第十に追加された「広帯域電力線搬送通信（高速PLC）」を利用した遠隔操作機構は、ロ項（ロ）bの「通信回線（（イ）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構」を適用する。</u>  <u>ただし、ロ項（ロ）b（e）iiの「外乱に対する誤動作防止」にあつては、「解釈別表第八に係る遠隔操作に関する報告等」の表11、又は「AV機器の遠隔操作機構に関する試験方法」の表4を適用する。また、「解釈別表第八に係る遠隔操作に関する報告等」の表12及び「AV機器の遠隔操作機構に関する試験方法」表5の代わりに以下の表「OSI参照モデルによる有線LAN・無線LAN・高速PLC・無線PANの誤動作対策機能の整理」を適用する。</u></p>

OSI 参照モデルによる有線 LAN・無線 LAN・高速 PLC・無線 PAN の誤動作対策機能の整理

OSI 参照モデル		有線 LAN 通信規格	無線 LAN 通信規格	高速 PLC 通信規格	無線 PAN 通信規格		求められる機能
					ZigBee Bluetooth	DECT	
第 7 層: アプリケーション層	Web 等の具体的な通信サービスを提供	-	-	-	-	-	再接続機能 再送処理機能
第 6 層: プレゼンテーション層	文字や図等のデータの表現方法						
第 5 層: セッション層	通信プログラム間の通信の開始から終了までの手順(接続が途切れた場合の接続の回復等)						
第 4 層: トランスポート層	ネットワークの端から端までの通信管理(エラー訂正、再送制御等)	RFC793 (TCP: Transmission control Protocol) RFC768 (UDP: User Datagram Protocol)			ITU-R M. 1457 (IMT2000 FDMA/TDMA) ETSI TS 102 939-1		
第 3 層: ネットワーク層	ネットワークにおける通信経路の選択(ルーティング)。データ中継	RFC791 (IP: Internet Protocol)			ITU-R M. 1457 (IMT2000 FDMA/TDMA) ETSI EN 300 175-5		アドレッシングによるノートの識別管理機能
第 2 層: データリンク層	直接的に接続されている通信機器間の信号の受け渡し	IEEE802.3 (Ethernet)	IEEE802.11a/b/g/n	IEEE 1901/1901a	IEEE802.15.1/3/4	ITU-R M. 1457 (IMT2000 FDMA/TDMA) ETSI EN 300 175-3 ETSI EN 300 175-4	誤り検出機能
第 1 層:物理層	物理的な接続、コネクタのピンの数、コネクタ形状の規定等、異なる通信方式の電気的変換等	IEEE802.3 (UTP: Unshielded Twisted Pair cable)	IEEE802.11a/b/g/n/a c/ax/ad ARIB STD-T66/STD-T71/STD-33	IEEE 1901/1901a (Electric power line, coaxial cable, Any wire)	IEEE802.15.1/3/4 ARIB STD-T66 ARIB STD-T108	ITU-R M. 1457 (IMT2000 FDMA/TDMA) ETSI EN 300 175-2 ARIB STD-T101	受信雑音耐性 (JIS C 61000 相当)

(該当部解釈)

別表第四 1(2)ロ及び別表第八 1(2)ロ (以下は、解釈別表第四)

ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ)「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないもの」とは、次に適合するものをいう。この場合において、感度調整可能なものは、最大感度とするものとする。

a 赤外線を利用した遠隔操作機構

(省略)

b 電力線搬送波を利用した遠隔操作機構

次の誤動作試験のいずれにも適合すること。

(省略)

(ロ)「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。

a 音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の接続器であつて、・・・(省略)

b 通信回線 ((イ) に掲げるものを除く。) を利用した遠隔操作機構を有する配線器具であつて、次の全てに適合するもの。

(省略)